

とっとりバイオフロンティア入居審査要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）が鳥取県から指定管理を受けたとっとりバイオフロンティアのオープンラボ、実験室等の入居者の可否を決定するに当たり、公平かつ適切に行うための入居者の審査方法及び入居の基準を定めるものである。

(入居者選定審査会)

第2条 入居者の可否の審査に当たり、機構理事長、機構事務局長、とっとりバイオフロンティア推進室長、鳥取県商工労働部産業振興課長及び地方独立行政法人鳥取県産業技術センター食品開発研究所職員の5名の委員で構成するバイオフロンティア入居者選定審査会（以下「審査会」という）を設置する。

(審査対象の部屋)

第3条 審査の対象とする部屋は、バイオフロンティア施設設備及び機器等の管理に関する規則（以下「規則」という。）第2条に規定するオープンラボ、実験室、動物飼育室、居室（以下「実験室等」という。）であって、1月以上にわたる利用に供する部屋とする。

(入居可否基準)

第4条 実験室等に入居する者については、バイオフロンティアの設置目的をより効果的に達成できると認められる者であるかどうかについて、次に掲げる基準によって審査し選定するものとする。

- (1) バイオテクノロジーを活用した医薬、医療、食品等の産業における新技術の研究開発及び実用化、新製品の研究開発等を行う者であって、本県におけるバイオ産業の集積の形成及び活性化に資する者
- (2) バイオテクノロジーの研究体制や事業の推進体制が整備されている者
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ア. 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
 - イ. バイオフロンティアの施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められる者
 - ウ. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団の利益になると認められる者

(入居選定審査会の運営)

第5条 審査会は、とっとりバイオフィロンティア施設長（以下「施設長」という。）が招集する。

2 審査会は、委員の3名以上が出席することができなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、施設長が進行するものとする。

4 審査会は、入居申込者から規則第4条により提出された入居申込書等により、前条の基準を満たすかどうか別紙「入居者選定審査会審査表」により審査する。

5 審査会における入居の可否は、必須項目の評価については、1つでも×があるときは「不許可」とし、全委員の1/3を超える委員が「不許可」とした場合は、配点事項の高い場合でも許可できないものとする。

また、全委員の2/3以上が、「許可」とした場合の申請について、配点事項の合計点の得点順に高いものから順位を付するものとする。

(入居の可否)

第6条 施設長は、前項の審査結果を尊重して入居許可の可否を決定し、申込者に通知する。

(補足)

第7条 この要領に定めるもののほか、入居の可否の審査に当たって必要な事項は、理事長がその都度定める。

附則

1 この要領は、平成23年4月1日より施行する。

附則

1 この要領は、平成24年6月12日より施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成28年4月4日より施行する。

附則

この要領は、平成29年10月11日より施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

○必須事項

入居可否基準 (入居審査要領第4条)	評価項目	評価の視点	適 否	評価の理由
(1) バイオテクノロジーを活用した医薬、医療、食品等の産業における新技術の研究開発及び実用化、新製品の研究開発等を行う者であって、本県におけるバイオ産業の集積の形成及び活性化に資する者	1 入居者の適性	バイオテクノロジーを活用した医薬、医療、食品等の産業における新技術の開発及び実用化、新製品の研究開発を行っている企業、大学、団体であるか。	○ 該当する × 該当しない	
	2 実績評価 (継続者のみ)	実績内容が当初計画から著しく逸脱していない。	○ 該当する × 該当しない	
(2) 次のいずれにも該当しない者 ・公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者 ・バイオフロンティアの施設設備を毀損し若しくは汚損し、又はそのおそれがある者 ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団の利益になると認められる者	3 いずれにも該当しないかどうか ○公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者 ○施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はおそれがあると認められる者	・事業（研究開発）の目的及び事業計画が、公序良俗に反していない。又はおそれがないか。 ・事業（研究開発）の目的及び事業計画から、施設設備の毀損等が予想されないか。	○ 該当しない × 該当する	
	○暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団の利益になると認められる者	・警察に照会済み。又は、申請者から暴力団でないことを確認しているか。	○ 該当しない × 該当する	

○配点事項

入居可否基準 (入居審査要領第4条)	評価項目	評価の視点	評価点数	評価の理由
(1) バイオテクノロジーを活用した医薬、医療、食品等の産業における新技術の研究開発及び実用化、新製品の研究開発等を行う者であって、本県におけるバイオ産業の集積の形成及び活性化に資する者	4	事業（研究開発）の明確性、地域産業への波及性		
	5	事業（研究開発）の必要性		
	6	事業（研究開発）の比較優位性と課題解決手法の妥当性		
	7	成果活用の実現可能性		
	8	事業（研究開発）を推進のための資金計画		
	9	県が推進する施策との関連性		
(2) バイオテクノロジーの研究体制や事業の推進体制が整備されている者	10	推進体制の妥当性		
合 計				

<審査方法>

- 各委員がそれぞれ1から10の評価項目について、入居申請書、添付書類及び実績報告書等に基づき評価を行う。
- 必須事項について、○×をつけ入居の資格があるかどうか判断する。
特に、継続して入居を希望する者については、当初計画と著しく逸脱している（目的外使用、計画実施が見られない場合等）かどうかの実績評価も行う。
- 配点事項について点数評価（5点 高く評価できる。 4点 評価できる 3点 普通 2点 やや評価できない。 1点 評価できない）を行う。
- 必須項目の評価については、1つでも×がある場合、「不許可」とし、全委員の1/3以上が「不許可」とした場合は、配点事項の高い場合でも許可できないものとする。
また、全委員の2/3以上が、「許可」とした場合の申請について、配点事項の合計点の得点順に高いものから順位を附すものとする。